

地方自治法施行令の一部を改正する政令案概要

1. 改正理由

「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）において、以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成 29 年度から移譲する（ただし、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めるとする。）とされたことを受け、その旨の改正を行う必要があるため。

- ・ 診療所の病床設置等の許可（医療法第 7 条第 3 項）
- ・ 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出（医療法施行令第 3 条の 3）

2. 改正の概要

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）又は医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）に規定する以下の都道府県知事の事務・権限を、平成 29 年度から指定都市に移譲（ただし、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めるとする。）するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 35 の改正を行う。
 - ・ 診療所の病床設置等の許可（医療法第 7 条第 3 項）
 - ・ 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出（医療法施行令第 3 条の 3）
- また、上記の事務・権限の移譲に伴い、その他の関連する事務・権限についても併せて移譲するための改正を行う。

3. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日